

熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

(下線部分は修正部分)

修正案	現行
<p style="text-align: center;">熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 空き店舗等 次に掲げる要件の全てを満たす施設をいう。            ア 熊谷市中心市街地活性化基本計画区域内又は都市計画法に基づく熊谷市内の商業地域若しくは近隣商業地域内に所在し、6月以上使用されていない空き店舗、空き家等            イ <u>路面店及び概ね3階以下の建物内店舗</u>            ウ <u>大型商業施設等のテナント型店舗でないもの</u>            エ <u>新たな活用により、近隣店舗ににぎわいの相乗効果が見込めるもの</u></p> <p>(2) 事業者 <u>新たに商業等を営もうとする者又は既に商業等を営む者のうち、空き店舗等に出店しようとするもので、市長が実施する事業等に協力できるもの、かつ次の各号のいずれにも該当しないものをいう。</u>            ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「風俗営業」を行おうとする者            イ 熊谷市内において、店舗を移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者            ウ この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者            エ 空き店舗等の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人</p>	<p style="text-align: center;">熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 空き店舗等 次に掲げる要件の全てを満たす施設をいう。            ア 熊谷市中心市街地活性化基本計画区域内又は都市計画法に基づく熊谷市内の商業地域若しくは近隣商業地域内に所在し、6月以上使用されていない空き店舗、空き家等            イ 大型商業施設等のテナント型店舗でないもの            ウ <u>新たな活用により、近隣店舗ににぎわいの相乗効果が見込めるもの</u></p> <p>(2) 事業者 <u>新たに商業等を営もうとする者又は既に商業等を営む者のうち、空き店舗等に出店しようとするもので、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。</u>            ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「風俗営業」を行おうとする者            イ 熊谷市内において、店舗を移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者            ウ この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者            エ 空き店舗等の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人            オ 昼間の営業ができない者</p>

修正案	現行
<p>オ 昼間の営業ができない者  カ 市税等を滞納している者  キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者  ク 開業に際して法律に基づく必要な資格を有しない者  ケ その他市長が不適切と認める営業を行っている者  (3) 事業サポート機関 空き店舗等活用を促すための環境づくりを進め、事業者の計画づくりを支援し、円滑かつ着実な事業化推進を図るための機関で、熊谷商工会議所及びくまがや市商工会をいう。</p> <p>第3条から第10条 （略）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>(1) 開店後1年未満の廃業・閉店 補助金額の7割  (2) 開店後1年以上2年未満の廃業・閉店 補助金額の5割  (3) 開店後2年以上3年未満の廃業・閉店 補助金額の3割</p> <p>第12条 （略）</p> <p>附 則  (施行期日)  1 この要綱は、<u>令和2年</u>4月1日から施行する。  (この要綱の失効)  2 この要綱は、<u>令和7年</u>3月31日に限り、その効力を失う。</p>	<p>カ 市税等を滞納している者  キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者  ク 開業に際して法律に基づく必要な資格を有しない者  ケ その他市長が不適切と認める営業を行っている者  (3) 事業サポート機関 空き店舗等活用を促すための環境づくりを進め、事業者の計画づくりを支援し、円滑かつ着実な事業化推進を図るための機関で、熊谷商工会議所及びくまがや市商工会をいう。</p> <p>第3条から第10条 （略）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>(1) 開店後1年以内の廃業・閉店 補助金額の7割  (2) 開店後1年以降2年以内の廃業・閉店 補助金額の5割  (3) 開店後2年以降3年以内の廃業・閉店 補助金額の3割</p> <p>第12条 （略）</p> <p>附 則  (施行期日)  1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  (この要綱の失効)  2 この要綱は、平成32年3月31日に限りその効力を失う。</p>

修正案	現行
<p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>令和7年</u>3月31日までに第6条の規定による補助金の交付申請をした者に係る第3条から第11条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までに第6条の規定による補助金の交付申請をした者に係る第3条から第11条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 (略)</p>